勧修寺法務寛信の表白文作成活動 : 院政期における僧侶による表白文の作成

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	5
ページ	1-7
発行年	1994-05-29
URL	http://hdl.handle.net/10076/6476

修 寺 法 務 寛 信 の 表 白 文 作 成 活

重力

备力

- 院政期における僧侶による表白文の作成-

Ш

真

○キーワード=勧修寺法務寛信・勧修寺流・表白文

一、はじめに-問題の所在-

ている(注1)。ということが、これまでの諸先学の研究によって明らかにされの中・後期には、主として儒者達の手によって作成されていたおいて導師又は表白師によって宜読された表白文は、平安時代おいて導師又は表白師によって宜読された表白文は、平安時代諸法会・修法・灌頂などにあたり、勧請の本尊聖衆の宝前に

さて、その際に、何故、専ら文章道の専門家である儒者の作とになる。 自文の歴史は、作者層が変動し、そこに一般僧侶が加わるという点で、前代とは異なる院政期ごろに一つのふしめを迎えるこう点で、前代とは異なる院政期ごろに一つのふしめを迎えるこうにで、前代とは異なる院政期ごろに一ののふしめを迎えるこうだで、東安時代も終わり頃になると、一般の僧侶達も、ところが、平安時代も終わり頃になると、一般の僧侶達も、

になるのかという問題が浮び上がってくると思われる。可能性

成していた表白文をこの時期になって僧侶も作成し始めるよう

としては、一つに、仏教行事・法会の増加に伴って表白文の社

会と考えられる。 ると考えられる。 あるいは別に、施主の立場から願意を表明する願文とは の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ の文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であ のではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら ではその任に当ることが困難になっていたということが考えら

ている勧修寺法務寛信に注目し、彼の表白文作成活動を追うこている勧修寺法務寛信に注目し、彼の表白文作成活動を追うこ文学的資質・環境に迫ってみたいと思う。文作成に僧侶が参加し始める時期に注目し、その時期の僧侶の文作成に僧侶が参加し始める時期に注目し、その時期の僧侶の小稿は、この問題を解明してゆくための一階梯として、表白

寛信の仏教史上の活躍・業績については、先行研究(注2)

中右記・永昌記・長秋記・台記などの公卿日記に拠って、僧侶い。今、傳燈廣録下・本朝高僧伝十二・血脈類聚記五の伝記やに詳しく、その点で新たに付け加える事跡は特に見出していな

寛言(一〇八四-一一五三)は、勧修寺流沮。世に勧修寺法としての彼の生涯を概観すれば次のようになろう。

を賜わる。嘉承元(一一〇六)年最勝講の聴衆となり、天仁元五(一一〇三)年勧修寺権別当に補せられ、東大寺准得業の宜為房の子である。寛治七(一〇九三)年十歳にて得度し、康和務とも称す。勧修寺贈太政大臣高藤の八世、参議右大弁大蔵卿寛信(一〇八四-一一五三)は、勧修寺流祖。世に勧修寺法

一一二一)年厳覚より、小野流の極秘を受け、勧修寺七代の長東寺に入り、その後、維摩会・最勝会講師を勤める。保安二(永元(一一一〇)年勧修寺別当に任し、永久元(一一一三)年

(一一〇八)年十月四日大僧都厳覚より伝法灌頂を受ける。

二年正月法務を兼ね、三年正月東大寺別当に任ず。六年安祥寺わる。久安元(一一四五)年十月東寺三十九代の長者となり、一一三四)年権少僧都、永治二(一一四二)年准長者の宜を賜吏となる。大治元(一一二六)年元興寺別当を兼ね、長承三(

このように、寛信は、僧侶としての栄達を極め、華々しい活

寺務を兼ねる。仁平三(一一五三)年三月七日寂す、七十歳で

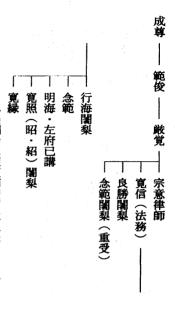
①今夜寬信已講於途中四条室町為悪人被射之、乗車逃脱畢、

原所為也、在寛信之下法師妻相通之間之所為云々、已承伏②別当被申云、一夜逢寛信已講、刃傷犯人尋搦畢、是下法師(中右記、大治四年閏七月二十五日)

令欝歎給云々、仁和寺中被入使庁使事、未曾有云々、人、依勧修寺法務寬信訴、左府被申行云々、御座并五宮殊③仁和寺僧綱法印世豪、法眼寛一、法橋定深被附検非違使三畢、同類等今日搦取也、(同、二十八日)

育成にも勤めた。 ・瀬頭伊郎一帖・淳寛・寛縁・寛照・仁済等がおり、後進の・瀬頂日記一帖・拝堂式一帖など枚挙に遑ない。付法弟子に、・瀬頭鈔・真言集一巻・伝受集四巻・肝要鈔二巻・法則集一帖寛信は、また、多くの著述をなし、類秘鈔六巻・視聴鈔一巻

(兵範記、仁平二年六月七日)



三、寛信の表白文作成活動

ば、次のようである。但し、「麦白」の題を有するものに留め、 嘆徳・返答・教誡・銘文等は除外した。 ではない。今、伝存する作品のうち、管見に入ったものを示せ 勧修寺法務寛信が、いつ頃から表白文の作成に着手したか審

2、金剛行法表白(4) 1、東寺御影供導師麦白(2、保延五年三月廿一日) 『髙山寺本表白集』所収の表白文(注3)

東寺灌頂大阿闍梨三摩耶戒表白(7) 寬紹之伝法灌頂之時大阿闍梨表白

(15、保延六年五月七日)

愛染王護摩表白(41)

歓喜光院皇后宮御八講開白講師表白 (61、久安二年十月四日)

左府已講維摩会精義表白(62)

維摩会表白(63、保延二年)

左問者講法成寺竪義表白(65)

源運闍梨上醍醐尊師忌日表白(71) 後七日御修法表白(67、永治二年正月八日)

『醍醐寺本表白集』所収の表白文(注4) 愛染王護摩表白(2、I5と同文)

醍醐寺本灌頂師資相承血脈による)

日向寺通憲堂供養表白(23)

後七日御修法表白(35、Ⅰ11と同文) 東寺灌頂大阿闍梨三摩耶戒表白(32、 13と同文)

源運闍梨上醍醐尊師忌日表白(43、Ⅰ12と同文)

東寺灌頂三昧耶戒表白(巻一)

2、東寺灌頂初夜表白(巻一)

Ⅲ、十二巻本『表白集』所収の表白文(注5)

3、寛紹伝法灌頂初夜表白(巻一、I4と同文) 東寺灌頂誦経導師表白(巻二)

鳥羽炎魔堂供養表白 (巻四、保延六年十二月十二日、Ⅱ(21)と同文)

花園左大臣堂供養表白(巻四、Ⅱ(22))

宗意律師一切経供養表白 (58、永治元~久安四年)

-3

美作守顕能法住寺堂供養表白(巻四、Ⅱ(25))

美作前司為妄雲林院堂供養表白 (巻四)

皇太后宮興福寺御堂鎮壇表白(卷四)

一品宮御逆修表白(巻五)

東寺灌頂後朝供養法表白 後七日御修法表白(巻六、I11・Ⅱ4と同文)

13 上醍醐尊師忌日理趣三昧表白(卷七) (巻六、保延四年十月二十九日、I(10)と同文)

東寺御影供導師表白(巻八) 鳥羽院愛染王御念誦表白(巻七)

東寺誦経導師表白(巻八) 円宗寺御幸御誦経導師表白(巻八)

最勝講講師表白(巻十一) 御斎会問者表白(巻十)

「覚禅抄』 寬縁已講伝法灌頂大阿闍梨初夜表白

Ⅳ、二十二巻本『表白集』(注6)

1、仁王経表白(巻第十九)

2、法華経表白(巻第二十) 『伝受類集鈔』裏書 延命法表白(卷第五十二、長承二年二月二十三日)

2、後七日御修法表白(巻第十九、Ⅰ11と同文) 北斗供表白(巻第十三、天承元年)

> 年次を確定し得ていないのであるが、Ⅰ・Ⅱ・V・Ⅵについて 白文の多いことが知られる。 Ⅲ・Ⅳの諸篇については、詳細な調査が及んでおらず、作成

これらを通覧して、灌頂・修法・御八講・維摩会に係わる表

は、最も古いものは、北斗供表白(Ⅵ1)の天承元(一一三一

ことが判明する。即ち、寛信は、少なくとも四十九歳には麦白 年で、新しい作は、歓喜光院皇后宮御八講開白講師表白(Ⅰ61 の久安二(一一四六)年であって、保延~久安年間の作である

四、寛信の文学的資質・環境

文を作成していたのである。

何にして修得したのであろうか。 寛信は、表白文の述作に必要な漢文学の知識や作文の術を如

○雨時灑、参勧修寺、先於東圓堂供燈明、以賢清為導師、学 『永昌記』天永二(一一一一)年三月七日に、 生相伴、為見花也、連句之後余興不尽、賦一絶、寬信闍梨 加一首、顕密兼学又兼文章耳、

の述作の確認されないこと、『高山寺本表白集』所収の表白文 能性がある。しかしながら、これまでの所、師の厳覚に表白文 とあり、彼の文章の才を賞賛する記事が見出せる。 彼の表白文作成は、一つに法統・血脈の上で師より学んだ可

の作者は寛信が中心を占めていて、他は彼と同等もしくはその

いては寛信をその始とするようであって、それ以前に遡ることいて、重く扱っていることなどから、法統上、麦白文作成にお模な十二巻本『麦白集』においても、寛信の作をよく取上げて弟子筋の作であって彼より遡れないこと、仁和寺ゆかりの大規

そして、この勧修寺を一門結合の精神的紐帯として一門も自ら

とか「勧修寺輩」(玉葉)などと呼称していたが、この呼称は、

門の氏寺的存在となっていた勧修寺に由来するものである。

修寺法務寛信も、同門を意識し、家門の興隆を願ったかと思わを「氏人」(為房卿記・永昌記)と意識していた。為房の子勧

父為房は、蔵人としては、後三条天皇の御代の六位蔵人を始

は難しいようである(注7)。

れる。

(注8)。 七子であり、その家は代々南家の儒学を継いでいたのであったとしてあまりにも著名であるが、彼は、藤原通憲(信西)の第を考えてみる必要があろう。かの安居院の澄憲も、麦白文作者さすれば、第二の可能性として、親族・血族の上でのゆかり

る。 大弁大蔵卿為房の息である。門流の凡そを示すと次のようであ、寛信は、先述のごとく、勧修寺贈太政大臣高藤の八世参議右(注そ)

| 髙藤| --- 定方 --- 隆光 --- 隆方 --- 為房 ---| る。

かくて、一家の繁栄をもたらし、息男から為隆・顕隆・朝隆勤めている(注9)。ては別当として活躍する一方、師実・師通二代の摂関家家司もては別当として活躍する一方、師実・師通二代の摂関家家司ものとして、白河・堀河朝の五位蔵人、鳥羽朝の蔵人頭と四朝のめとして、白河・堀河朝の五位蔵人、鳥羽朝の蔵人頭と四朝のめとして、白河・堀河朝の五位蔵人、鳥羽朝の蔵人頭と四朝のめとして、白河・堀河朝の五位蔵人、鳥羽朝の蔵人頭と四朝のめとして、白河・堀河朝の五位蔵人、鳥羽朝の蔵人頭と四朝のめとして、

16・蔵人を経て公卿に列することとなるのである。 - 親隆の四人の公卿を輩出し、以下の氏長者のほとんどが、弁

勘の才を要求されたのである(注10)。 当ったのである。従って、この地位は事務処理の能力と文案考務を執り、またそれに伴う太政官符以下の公文の作成考勘にも官省・諸国との間の連絡・命令伝達・申請受理等の多方面の実体があった。弁官は、太政官内の庶務はもとより、太政官と諸人であった。弁官は、太政官内の庶務はもとより、太政官と諸為房一門の活動の主要は、弁官及びそれと密接に関連する蔵

父為房(一〇四六-一一一五・六十七歳)には、為房卿記を而して、寛信周辺の人物を見渡せば、

「親隆 — 朝友 朝 朝 朝 東 朝 長

この藤原北家の庶流髙藤流の人々を「勧修寺一流」(永昌記)

(尊卑分脈による)

的著述を残しているのである。わけではないが、総じて文筆の才あり日記をはじめ多くの記録わけではないが、総じて文筆の才あり日記をはじめ多くの記録このように、勧修寺流為房一族は、所謂博士家の学者という

の間に誕生している。

父為房は、

門前花樹多) ○陶潜五柳旁飄雪 孫綽一松不識春(『和漢兼作集』巻第一

るのである。

「政策を残しているのであって、漢文学の述作も見出せれ四年七月廿一日)を残し、弟の朝隆や親隆も、『和漢兼作集』と同巻十一(延尉・赦免宜旨)に「堀河天皇大赦天下敷」(康と同巻十一(延尉・赦免宜旨)に「堀河天皇大赦天下敷」(康に漢詩を残している。同じく兄の顕隆は、『朝野群戦』巻第三に漢詩を残している。同じく兄の顕隆は、『朝野群戦』巻第三の詩を詠じ、兄の為隆も、『中右記部類紙背』や『和漢兼作集』の詩を詠じ、兄の為隆も、『中右記部類紙背』や『和漢兼作集』の

門の文学的資質を継ぎ、その環境によりはぐくまれたものと推才は、法統上の師より伝授したというよりは、勧修寺流為房一しかしながら、このように見てくると、勧修寺法務寛信の文緯を伝えたり、誰に教わったかという記事は見出していない。今の所、記録類より寛信の漢文学に着手するようになった経

五、むすび

定されてくるのである。

以上、勧修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼が以上、勧修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼が以上、勧修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼が以上、勧修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼が以上、勧修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼がびある。

注

(1) 築島裕「高山寺本表白集の研究」(高山寺資料叢書第二

弟子筋の僧侶の活動についても考えてゆきたいと考えている。法親王)の活動にも目を向け、さらに、寛信や守覚を取り巻く

今後は、彼にもゆかりある仁和寺の中御室や北院御室(守覚

『髙山寺本古往来表白集』所収、昭52、東京大学出版

(2)櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』(昭39、山喜房仏

速水侑『平安貴族社会と仏教』(昭50、吉川弘文館) 『増訂日本仏家人名辞書』(東京美術)<寛信>の項 『糤欗の密教大辞典』(法蔵館)<寛信>の項

(3)注(1)文献

山本真吾「『髙山寺本表白集』所収の表白の文体」(『 鎌倉時代語研究』9、昭61・5)

 $\stackrel{\frown}{4}$ 築島裕「醍醐寺本表白集について」(醍醐寺文化財研究 所『研究紀要』6、昭59)

(5)山本真吾「京都女子大学蔵表白集解説並びに影印」(『

牧野和夫「鎌倉初・前期成立十二巻本『麦白集』伝本の 基礎的調査とその周辺(1)・「類聚」ということ」(鎌倉時代語研究』10、昭62・5)

6 牧野和夫「仲範撰述の一書『持犯要記俗書勘文抄』ー紹 実践国文学』42、平成4・9) 介と翻刻、附二十二巻本『表白集』目録一覧等ー」(『

『実践国文学』35、平成元・3)

(7)伹し、十二巻本『麦白集』には、寛信とほぼ同時期の「 三月廿九日)を成した中御室(覚行法親王)や、「故御 鳥羽證金剛院供養表白」(卷四・康和三<一一〇一>年

> 年二月廿二日)の作者勝賢の名が見えており、彼らと寛 室八万四千基泥塔供養麦白」(同、仁安四<一一六九>

8 信との関係は、更に追求する必要がある。

山岸徳平「澄嶽とその作品-作文集を中心として-」(

(9)橋本義彦『平安貴族社会の研究』第三部勧修寺流藤原氏 『日本語学研究報告』特輯六篇・国語国文学、昭17・11

の形成とその性格一その出自~三「家風」の形成(昭51 吉川弘文館)

(10)注(9)文献四その性格(一)-公的立場に於ける-

附記

本稿の問題とした処は、稲賀敬二先生、橋本初子氏より示唆

を得て調査を始めたものである。記して深謝申し上げる次第で

[本学教官]